

特集：健康増進法一部改正のポイント 2

2020年4月から受動喫煙防止のための措置が求められる

望まない受動喫煙の防止を図るために、改正健康増進法が今年1月24日より順次施行され、2020年4月に全面施行される。特集では、厚生労働省が7月に公表した「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」を基に、健康増進法一部改正のポイントについて紹介する。

データファイル	◆平成30年賃金事情調査.....36 平均賃金は所定内36万4800円、所定外6万5600円 中労委調べ
好評連載	◆「多様な働き方」時代の賃金設計 [50]42 賃金制度を運用する際の重要な論点⑫ 株式会社プライムコンサルタント 田中博志
	◆中小企業のはじめての外国人雇用 [5]50 入管法改正と在留資格「特定技能」 株式会社 ACROSEED 代表取締役（行政書士） 佐野誠
	◆職場トラブル解決のヒント！ [63]56 従業員からうつ病の診断書が出てきたら！？ 弁護士 岸田鑑彦
	◆全国ハローワーク探訪 [710]60 いつも利用者目線で信頼されるハローワークに 群馬・前橋公共職業安定所 鈴木勉

ニュース	企業における女性管理職の割合は11.8%（厚生労働省・平成30年度雇用均等基本調査）／額は92万1107円で2年ぶりの減少（経団連・大手夏季賞与の最終集計）／平均27円引上げへ 東京など初の1000円超（2019年度地域別最賃額改定で中賃審が目安額答申）／健康確保措置と労働時間上限規制の選択肢示す（副業・兼業の労働時間管理の在り方検討会報告書）／中小企業従業者は2827万人で2.5%減（中小企業庁「平成30年中小企業実態調査」）／判例を基に紛争調停のあり方を模索（中労委の第1回「労使関係セミナー」）／今月の資料室 ... 20 < Labor Radar vol.96 > 26
労務相談室	派遣元の時間外労働の労使協定／中小企業は現行通りでよいか 58
読者アンケート 63
編集後記 64